

いわゆる「出会い系サイト」の法的規制の在り方について（中間検討案）
に対する意見の募集について

「少年有害環境対策研究会」（別紙参照）は、有識者と警察庁の関係者が少年にとっての環境の「有害化」を踏まえた具体的対策を検討するため、本年10月に設置され、平成14年上半期において、「出会い系サイト」利用に係る少年の犯罪被害が著しく増加していることから、現在、「出会い系サイト」を利用した児童の犯罪被害を防止するための法的規制の在り方について検討しております。

「出会い系サイト」対策についての最終的な結論をまとめるには至ってはいませんが、同研究会の現段階での考え方は「いわゆる「出会い系サイト」の法的規制の在り方について（中間検討案）」（別添）のとおりです。これに関し御意見のある方は、平成15年1月20日（月）までに次のあて先に御意見をお寄せください。

通 信 方 法	あ て 先
(1) 電子メールの場合	shonen-k@npa.go.jp
(2) 郵送の場合	警察庁生活安全局少年課内 少年有害環境対策研究会事務局 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号
(3) FAXの場合	03-3591-8868

（提出上のお願い）

- ・ 電話による御意見は受け付けておりません。また、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねます。
- ・ 頂いた御意見は、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を除き、公開されることがありますので、あらかじめ御承知おきください。

(別紙)

少年有害環境対策研究会

座 長

成 田 頼 明 横浜国立大学名誉教授

委 員

磯 野 爽 (社)日本P T A全国協議会前マスメディア調査委員

国 分 明 男 (財)インターネット協会副理事長

苗 村 憲 司 慶應義塾大学環境情報学部教授

野 口 京 子 文化女子大学文学部教授・日本健康心理学研究所長

藤 原 静 雄 國學院大学法学部教授

前 田 雅 英 東京都立大学法学部教授

部内委員

瀬 川 勝 久 警察庁生活安全局長

堀 内 文 隆 警察庁長官官房審議官(生活安全局担当)

荒 木 二 郎 警察庁生活安全局少年課長

吉 田 尚 正 警察庁長官官房総務課企画官

(別添)

平成14年12月

少年有害環境対策研究会

いわゆる「出会い系サイト」の法的規制の在り方について

(中間検討案)

Ⅰ 「出会い系サイト」の問題状況

第1 「出会い系サイト」を利用した児童犯罪被害の現状

1 犯罪被害の急増

「出会い系サイト」を利用した犯罪の発生が急増し、平成14年上半期における「出会い系サイト」に関係した事件の検挙件数は793件と、前年同期302件の約2.6倍となっています。

その中でも、児童買春事件は、400件と全体の約半分を占めており、前年同期133件の約3倍に、青少年保護育成条例違反事件は213件で、前年同期59件の約3.6倍にそれぞれ急増しています。また、強姦23件(対前年比15%増)、恐喝33件(同313%増)のように、人の身体生命に重大な危険を及ぼす犯罪も発生しています。(表1)

(表1) 出会い系サイトに関係した事件の検挙数 (件)

		平成14年 上半期	平成13年 上半期		増減率 (%)
重要 犯罪	殺人	1	5	6	▲80.0
	強盗	6	2	10	200.0
	強姦	23	20	44	15.0
	略取誘拐	1	1	3	0.0
	強制わいせつ	3	7	10	▲57.1
暴行	1	2	3	▲50.0	
傷害	11	5	13	120.0	
脅迫	13	8	16	62.5	
恐喝	33	8	34	312.5	
窃盗	13	14	23	▲7.1	
詐欺	13	8	26	62.5	
児童買春・児童ポルノ法違反	400	133	379	200.8	
児童ポルノ法違反	10	0	8	—	
青少年保護育成条例違反	213	59	221	261.0	
その他	52	30	92	73.3	
合計	793	302	888	162.6	

2 被害者の大半は児童

これらの犯罪の被害者の多くは、18歳未満の児童です。その割合は、逐年増加し、平成14年上半期では、被害者総数692人中595人(86.0%)が児童でした。その中でも、女子高校生が335人(48.4%)、女子中学生が173人(25.0%)と、女子中高校生が被害者の約4分の3を占めています。(表2・表3)

(表2) 被害者数(児童、女性)の推移

	被害者数	うち児童	うち女性
平成12年	102	71(69.6%)	96(94.1%)
平成13年	757	584(77.1%)	699(92.3%)
：上半期	283	211(74.6%)	265(93.6%)
平成14年上半期	692	595(86.0%)	647(93.5%)

※()は被害者数に対する構成比

(表3) 被害者の構成

	女性	男性	計
高校生	335(48.4%)	8(1.2%)	343(49.6%)
中学生	173(25.0%)	2(0.3%)	175(25.3%)
合計	508(73.4%)	10(1.4%)	518(74.9%)

※()は被害者692人に対する構成比

第2 「出会い系サイト」を利用した児童買春事件の状況

「出会い系サイト」を利用した犯罪の多くを占める児童買春事件については、平成14年上半期に検挙された400件のうち211件について勧誘の状況が判明しており、その分析を行ったところ、次のことが判明しました。

(表4)

(1) きっかけの圧倒的多数は女子児童からの勧誘

女子児童からの勧誘が事件のきっかけとなっているものが圧倒的多数の198件(93.8%)、男性(大人)からの勧誘が事件のきっかけとなっているものはわずか13件(6.2%)でした。

(2) 援助交際等の勧誘が大半

勧誘の内容としては、「5万円で援助交際希望」のように児童との性交等を伴う交際の勧誘をしていたものが62件(37.3%)、「お小遣いをくれる人誰か相手をしてください」のように金銭等を渡し又はもらうことを条件として児童との交際の勧誘をしていたものが58件(27.5%)でした。このほか、援助交際に専ら用いられていると考えられる「出会い

系サイト」において交際の勧誘を行っていることから実質的に性交等の交際の勧誘等とみられるものが54件（25.6%）あり、これら児童との性交等を伴う交際の勧誘及び金銭等を渡し又はもらうことを条件としての児童との交際の勧誘等（不正勧誘行為）が174件（82.4%）となっています。

(3) 単なるメル友募集からも事件に発展

また、不正勧誘に該当しない勧誘（例えば単なるメル友募集）から児童買春事件に発展しているものは37件（17.6%）でした。

(表4) 「出会い系サイト」を利用した児童買春事件における勧誘の分析

男女別	勧誘種別（書込みの例）	割合	
女性から （児童） 198件 93.8%	一般書込み（自己紹介、「暇だから」、「遊ぼう」）	34件	16.2%
	対償交際勧誘 「日曜日に3で会ってくれる人メールください」 「10代の高校生です。お小遣いをくれる人誰か相手してください。プロフィールを送ってください」	50件 23.7%	不正 勧誘 174 件
	専ら援助交際に用いられているサイトにおける児童による交際勧誘	54件 25.6%	
	性交交際勧誘（援助交際等勧誘） 「処女買いませんか。15歳のウブな子」 「中2です。最近すごくエッチに興味があって毎日オナっているんやけど、誰かやさしいお兄さん教えてくれない」 「エッチしたくなかった！1人エッチはいやだ。誰か羊で気持ちよくさせてください」	60件 28.4%	
男性から （大人） 13件 6.2%	性交交際勧誘（援助交際等勧誘） 「5万円以下で援助交際希望」	2件 0.9%	
	専ら援助交際に用いられているサイトにおける交際勧誘	0件	
	対償交際勧誘 「お小遣い不足の女子高生連絡待ってます」	8件 3.8%	
	一般書込み （メル友募集、「会おう」、「連絡ください」）	3件 1.4%	

第3 携帯電話からの「出会い系サイト」利用による犯罪被害状況

1 「出会い系サイト」を利用した事件の圧倒的多数が携帯電話を利用

平成14年上半期における「出会い系サイト」を利用した事件793件中圧倒的多数の758件(95.6%)が携帯電話を利用したものでした。また、児童買春事件についても、同様に400件中390件(97.5%)もの多数が携帯電話を利用したものでした。(表5)

(表5) 出会い系サイトを利用した犯罪における携帯電話の利用率の推移

	平成12年	平成13年	平成14年上半期
出会い系サイト 利用犯罪	59/104 (56.7%)	714/888 (80.4%)	758/793 (95.6%)
うち 児童買春	26/40 (65.0%)	311/379 (82.1%)	390/400 (97.5%)

※ 携帯電話利用事件数/当該事件数

2 携帯電話を利用する割合は年々増加

「出会い系サイト」を利用した事件のうち携帯電話を利用したものの割合は逐年増加しており、平成12年の56.7%に対し、平成14年上半期は95.6%でした。

3 被害児童も圧倒的多数が携帯電話を利用

また、平成14年上半期における「出会い系サイト」を利用した事件の児童被害者595人中571人(96.0%)が、また、児童買春事件については、368人中357人(97.0%)が携帯電話を利用したものでした。(表6)

(表6) 携帯電話から出会い系サイトを利用した児童の被害状況

	出会い系サイトを利用した全犯罪	うち)児童買春
被害者数(総数)	692人	368人
うち)児童	595人	368人
うち)携帯電話利用	571人(96.0%)	357人(97.0%)

II 「出会い系サイト」の法的規制についての在り方

- | |
|---|
| <p>1 「出会い系サイト」を利用した次の行為（不正勧誘行為）を児童（18歳未満の者）によるものを含めて禁止してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none">① 児童との性交等を伴う交際を勧誘すること② 金銭等を渡したり、もらったりすることを条件に児童との交際を勧誘すること |
|---|

1-1 「出会い系サイト」を利用した不正勧誘行為の禁止

- (1) 「出会い系サイト」は、インターネットを利用して面識のない異性間の「出会い」を取りもつもので、インターネットの特性により、面前の直接のやり取りでは言いにくいことも、ストレートに表現できたり、現実離れした内容を伝えることも容易にできます（匿名性・仮想性）。さらに、不特定又は多数の者に対して一斉にメッセージを伝えることができる（瞬時性・大量性）ことから、「出会い」を大変効率よく取りもつ機能を有しています。この機能は結果的に「出会い系サイト」を犯罪に利用しようとする者についても効率よくその相手を探すことができる危険性をもっています。
- (2) 「出会い系サイト」を利用した犯罪の多くを占める児童買春事件について、平成14年上半期に検挙された400件のうち勧誘の状況が判明した211件についてみると、児童との性交等を目的として交際を勧誘したり、金銭等を渡したりもらったりすることを条件として児童との交際を勧誘したりすること（「不正勧誘行為」）が事件のきっかけとなったものが174件（82.4%）となっています。また、これらの「不正勧誘行為」は、児童買春以外の強姦等の犯罪被害のきっかけともなっています。
- (3) このような「不正勧誘行為」が「出会い系サイト」に多くあることによって、児童を性欲の対象とする風潮、児童を「商品」としてとらえる風潮、とりわけ児童の「性」を商品化する風潮を助長しています。このことが児童自身の警戒感の希薄化、規範意識の低下を招き、結果として児童の犯罪被害を増加させ、児童の健全な育成を阻害することになっています。
- (4) こうした風潮に歯止めをかけるためにも、「出会い系サイト」における「不正勧誘行為」を禁止することが必要なのではないのでしょうか。

1-2 金銭等を渡したり、もらったりすることを条件とした交際の勧誘の禁止

- (1) 1-1(2)に掲げた「不正勧誘行為」174件のうち、単に金銭等を渡したり、もらったりすることのみを条件とした児童との交際の勧誘が58件(27.5%)あり、「不正勧誘行為」の中では33.3%と3分の1を占める状況となっています。
- (2) また、こうした交際の勧誘があった場合、具体的な交際の内容は個々の交渉で決まることとなりますが、こうした交渉の進展の中で、結果的に児童が児童買春等の犯罪の被害に遭っています。したがって、こうした性交等を明示しない勧誘行為も規制の対象としなければ、「出会い系サイト」を利用した児童の犯罪被害防止という目的を達成することはできないのではないのでしょうか。
- (3) さらに、金銭等によって児童との交際ができるという考えは、児童を金銭で買える「モノ」、又は児童が自らを金銭で売れる「モノ」としてとらえる「児童の商品化」の風潮の蔓延につながり、このことは「出会い系サイト」において、児童の「性」の商品化の風潮、児童を性欲の対象ととらえる風潮を助長させ、児童の規範意識の低下を招いて、児童の健全な育成を阻害することになると考えられるのではないのでしょうか。

1-3 児童による行為についても禁止

- (1) 1-1(2)に掲げた211件についてみると、女子児童からの勧誘が事件のきっかけとなっているものが198件(93.8%)となっています。児童の犯罪被害を防止するためには、男性(大人)側の「不正勧誘行為」を禁止するだけではなく、児童側の勧誘も禁止することが必要なのではないのでしょうか。
- (2) 児童買春をはじめとする児童被害に関連する重大な犯罪が「出会い系サイト」を利用して行われていることから、児童の犯罪被害の防止のために、インターネット社会において一定のルールを定めることが重要であり、大人も児童も等しくインターネットを使う者である以上、大人と児童を区別せず、そのルールの遵守を求めることが必要なのではないのでしょうか。また、児童からの勧誘も禁止することにより、児童の自覚を促すとともに、保護者等による指導もきちんと行われるようになるのではないのでしょうか。
- (3) さらに、女子児童の勧誘を禁止せず、女子児童の勧誘に対する男性(大人)の返信メールを禁止することも考えられますが、男性(大人)の返信メールの内容は外部の者から知ることができないことから、事後的な対応しかできず、児童の犯罪被害を未然に防止するという観点からは不十分ではないのでしょうか。

2 児童について、携帯電話から「出会い系サイト」を利用することを禁止（罰則なし）してはどうか。

2-1 平成14年上半期における「出会い系サイト」を利用した事件（児童買春、強姦、恐喝など）793件中758件（95.6%）が携帯電話を利用したものであり、特に、児童買春事件については、400件中390件（97.5%）が携帯電話を利用したものでした。

2-2 携帯電話は、他の通信機器に比べて強いパーソナル性を有しており、いつでもどこからでも利用できるという「利便性」、周囲の目を気にせず気軽にメールを利用できるという「心理的抵抗感の低さ」等の特徴を持っています。携帯電話からの「出会い系サイト」利用が、パソコンからの「出会い系サイト」利用に比べて、犯罪被害に遭う可能性が高いのは、このような携帯電話の特徴によるものではないでしょうか。

2-3 また、携帯電話は、ある調査結果（注）によれば、高校生で83.1%、中学生で23.1%が保有している一方、携帯電話の「出会い系サイト」のほとんどが児童の利用を制限していないことから、児童は制約なくアクセスできます。

2-4 したがって、児童が携帯電話から、「出会い系サイト」を利用することを禁止するルールを設け、児童の自覚を促すとともに、保護者等による指導がきちんと行われるようにする必要があるのではないのでしょうか。

（注）「インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会」（（財）社会安全研究財団による委託事業）が平成13年9月に行ったアンケート調査結果による。

3 携帯電話から利用できる「出会い系サイト」について、「出会い系サイト」の側で、児童が利用しにくくなるような措置を講じなければならないこととしてはどうか。

3-1 2-1で説明したように「出会い系サイト」を利用した事件のほとんどが携帯電話を利用したものです。このため、児童の携帯電話からの「出会い系サイト」アクセスを禁止するルールが必要と考えますが、そのルールが守られるようにするため、「出会い系サイト」の側の責任として、対策を講じておくことが必要なのではないでしょうか。

3-2 パソコンではブラウザ(インターネット・エクスプローラ等)において内容によって閲覧を制限できる機能(フィルタリング)を比較的容易に設定できることから、親等のパソコンの管理者の判断によって、児童に使わせるパソコンに関して、「出会い系サイト」へのアクセスを制限することができます。一方、携帯電話におけるフィルタリングは現時点では行われておらず、近い将来においても携帯電話におけるフィルタリングの実現は極めて困難とされており、親の側でアクセスを制限することができません。

3-3 このため、携帯電話から利用できる「出会い系サイト」の側で、18歳未満の者がそのサイトを利用できないことを明示するなどの措置をとることによって、児童が無制約に「出会い系サイト」を利用しないようにする必要がありますのではないのでしょうか。

- 4 1の禁止行為について、一定の罰則を設けることとしてはどうか。
児童については家庭裁判所で保護処分等の適切な処遇をすることとしてはどうか。

4-1 禁止行為について一定の罰則を設けること

- (1) 「出会い系サイト」を利用した「不正勧誘行為」は、児童買春等の犯罪につながる危険性が高い上に、児童自身の警戒感の希薄化や規範意識の低下を招き、結果として児童の犯罪被害を増加させ、児童の健全な育成を著しく阻害しています。
- (2) そこで、「不正勧誘行為」については、単に禁止するだけでなく、禁止の効果が上がるように、一定の罰則を設ける必要があるのではないのでしょうか。

4-2 児童による行為の取扱い

- (1) 児童による「不正勧誘行為」については、児童自ら進んで積極的に行っているものである以上、これを単に禁止するだけでは効果は不十分であると考えられます。したがって、児童による「不正勧誘行為」については、少年法の手続きにより、保護処分等児童に応じた必要かつ適切な処遇がなされるようにすることが必要ではないのでしょうか。法定刑が罰金刑以下の犯罪を犯した児童については、少年法により、家庭裁判所で手続きが行われることとされており、検察官に送致されて、刑事処分を受けることはありません。
- (2) このことにより、児童が現実の児童買春等の犯罪の被害者となることを防止することができるとともに、その児童の健全な育成を図ることができるのではないのでしょうか。

女性からの書込み例

氏名：さなえ☆ 年齢：17
タイトル：明日

氏名：アリサ 年齢：16
タイトル：今からで

氏名：ひろみ☆ 年齢：15
タイトル：援できる人

氏名：じゅん☆ 年齢：16
タイトル：選んでね！

氏名：未来 年齢：17
タイトル：ギャルです

氏名：ゆみ 年齢：16
タイトル：絶対ゴム付きで！

氏名：ともみ 年齢：17
タイトル：今日の5時くらい

氏名：さなえ☆ 年齢：17
職業：フリータ 身長：161
地域：〇〇県
体型：スリム
血液型：AB型
投稿日：6/14
タイトル：明日
本文：「明日××付近で、ゴム付きのHしませんか??3万から！」

氏名：じゅん☆ 年齢：16
職業：秘密 身長：153
地域：〇〇県
体型：ふつう
血液型：秘密
投稿日：6/14
タイトル：選んでね！
本文：「生脱ぎパンティー一万円、クニニまで二万円、ゴム付きH4万円！」

氏名：ゆみ☆ 年齢：16
職業：高校生 身長：155
地域：〇〇県
体型：ふつう
血液型：A型
投稿日：6/14
タイトル：絶対ゴム付きで！
本文：「高校生とHしたいひといませんか??3万から絶対ゴム付きで！」

注) 氏名変更

男性からの書込み例

注) 氏名変更

△△クラブ

★メル友★

- ・新規登録
- ・男性登録者
- ・女性登録者

★女子小中高生★

- ・新規登録
- ・男性登録者
- ・女性登録者

★割り切り★

- ・新規登録
- ・男性登録者
- ・女性登録者

★不倫★

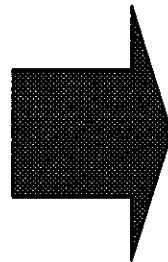
- ・新規登録
- ・男性登録者
- ・女性登録者

★セフレ募集★

- ・新規登録
- ・男性登録者
- ・女性登録者

★ブルセラ★

- ・新規登録
- ・男性登録者
- ・女性登録者



【0023】明日の昼間！

コウスケ 31歳 ○○県

6/20 14:51

明日の昼頃、××で援助してあげるよ。条件は160以下で童顔の太ってない現役高校生！ゴム付き・ホ別で4。生ならもうちょっとだしてもいいよ。

【0022】迎えに行くよ

ケンタ 27歳 △△県

6/20 14:35

今から¥探している中○生の女の子を募集します。車あり。金額と簡単なプロフィール入れてください。アド携帯付きで返事します。

【0021】携帯代困ってる子

RYO 22歳 ××県

6/20 13:58

携帯代ピンチな高校生で放課後からとか、午後から時間がある大学生、高額サポするよ。下着、手のみお口のみ最後までなど気軽にメールください。○○、××の人でお願いします。

【0020】制服で

あきお 41歳 ○○県

6/20 13:24

こんにちは、Hはなしでいいの